

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	24
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	144	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第１ 第９項 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１条	心身障害者の医療費の助成に関する条例第１条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第百23号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、心身障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、（心身障害者）の（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号） 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号） 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号。以下「都助成条例」という。）第4条に規定する受給者証の交付に係る事務であって、受給者証の交付の申請の受理、交付申請に係る事実についての審査又は交付申請に対する応答に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第5号及び第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ヌ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ハ	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第1条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ホ	心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第1項 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第1条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ロ	心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第1項 別表 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ハ	心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第1項 別表 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号7	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号7	心身障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	本事業は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月条例第106号）により東京都から委任された事務である。
----	---

届出情報

独自利用事務の対象者	障がい者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	28
保護評価書の名称	心身障害者医療費助成制度に関する事務

保護評価書のURLリンク

https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%8D%92%E5%B7%9D%E5%8C%BA&ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E5%88%B6%E5%8A%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%92&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91&opn_date_to_day=%EF%BC%93&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2